

静岡県脱炭素型ライフスタイル実践事業者認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた顕著な取組を行う事業者を認証することで、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「従業員」とは、期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。ただし、他の事業所から出向又は派遣されている人を含めることを妨げない。

(対象者)

第3条 対象者は、県内に工場又は事務所その他の事業場（以下「事業所」という。）を有する法人で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 役職員も含め、暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- (2) 県税の未納がないこと
- (3) その他法令又は社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと

(認証の要件)

第4条 認証する事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 従業員の2割以上かつ20人以上が、静岡県地球温暖化対策アプリ「クルポ」に登録していること
- (2) 事業所内において、「クルポ」を活用した脱炭素アクションを実施していること

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとする者は、別に定める日までに、静岡県脱炭素型ライフスタイル実践事業者認証申請書（様式第1号）に次に掲げる書面を添えてふじのくにCOOLチャレンジ実行委員会事務局に提出しなければならない。

- (1) 申請書記載の内容が証明できる資料の写し
- (2) その他知事が必要と認めるもの

(認証)

第6条 知事は、前条の規定により申請書等が提出されたときは、内容を審査し、第4条に定める要件を満たしていると認めた事業者を、脱炭素型ライフスタイル実践事業者として認証する。

(認証期間)

第7条 認証期間は、認証の日から3年間とし、再度申請することにより更新できるものとする。ただし、認証の取消しがあった場合はこの限りでない。

(認証書の交付)

第8条 知事は、第6条の規定により認証した事業者に対し、認証書を交付する。

(認証の取消しに係る基準)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な方法により認証を受けたことが判明したとき
- (3) その他、認証事業者として適当でないと認められたとき

(認証の取消し)

第10条 知事は、前条の規定により認証を取り消したときは、事業者に対し、取り消した旨を速やかに通知するものとする。

2 前項の規定により、認証を取り消された事業者は、遅滞なく知事へ認証書を返納しなければならない。

(公表)

第11条 知事は、認証事業者及びその取組を広く県民に周知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。